

# 医療施設等災害復旧費補助金について

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその復旧を行うこととなります。公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業については、国がその経費の一部を補助する制度があります。

## 【被災医療施設等】

被災した医療施設等の管理者は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、都道府県を経由して厚生労働省に復旧事業費を申請します。

なお、災害査定の場で申請内容について説明を行います。

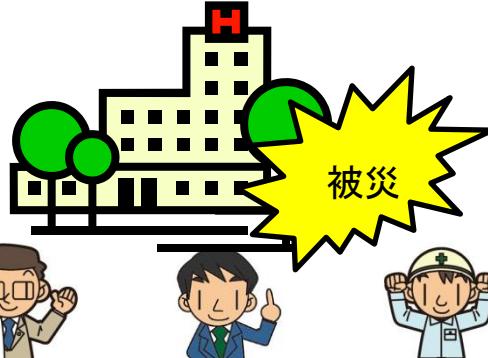
申請

派遣

## 【厚生労働省医政局】

申請を受けた厚生労働省は係官(災害査定官)を派遣し、災害復旧事業費の査定を行います。

## 「災害査定の実施」



災害査定官、立会官は施設からの説明を受けながら被害の程度を調査し、災害復旧事業費を決定します。机上査定の場合と実地査定の場合がありますが、行うことは同じです。

復旧費の申請を行うすべての被災箇所について被災の状況や復旧費の積算根拠等について、詳細な説明が求められます。

(机上査定)県庁等の会議室において、写真等により被災の程度を判断し、災害復旧事業費を決定します。  
(実地査定)被災した病院を直接調査し、災害復旧事業費を決定します。

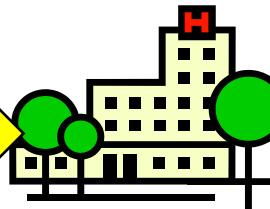
## 【財務局】

財務局は財政を主管する財務省の立場から係官(立会官)を派遣します。

立会官は厚生労働省が行う査定の厳正公正を期するために立ち会い、災害の状況や国が負担する災害復旧事業費の調査を行い、災害査定官とともに災害復旧事業費の決定を行います。

査定結果を踏まえ、  
旧事業費を決定  
災害復

復旧



災害復旧事業として認められるのは、原則として「原形復旧」であり、原形復旧に該当しないと判断された場合は、補助対象とならない場合があります。

# 医療施設等災害復旧費補助金の対象外経費について

医療施設等災害復旧費補助金においては、以下の経費は補助対象外となっていますので、申請においては計上しないようご注意ください。

- 1 事業費が80万円未満のもの
- 2 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害によるもの。  
※ボイラー、給水設備等の法定点検が必要なものは、定期検査証の写しを添付すること。
- 3 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの
- 4 他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの
- 5 調査前着工を行ったもののうち、写真等の資料により被災の事実に確認ができないもの。
- 6 その他
  - ①土地(敷地、構内道路、石垣、屋外運動場、擁壁、法面、駐車場等)
  - ②工作物(囲障、門等)
  - ③設備(エレベーターも含む)、医療機器(建物整備を伴わないもの、ベッド等の医療用設備、什器)
  - ④建物整備を伴わないCT、MRI等
  - ⑤宿舎(医療関係者養成施設の寄宿舎及びへき地保健医療対策事業及び看護師宿舎施設整備事業に関するものは対象とする。)
  - ⑥救急車等の車両
  - ⑦庭園、花壇、造園